

●奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律【概要】

奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その振興開発を進めるため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、農林水産物輸送費支援、航路・航空路運賃の逡減、観光キャンペーン等を対象事業とした交付金制度の創設等の措置を講ずる。

背景

極めて厳しい地理的・自然的特殊事情がある状況下で、

- ◆奄美群島では、若年層を中心とした人口流出等による人口減少の課題が深刻化。
(本土復帰時の人口は約20万人だったが、現在は約12万人とほぼ半減。)
- ◆小笠原諸島では、人口が緩やかに増加しているものの、経済面で依然として大きな格差。
(小笠原村の1人当たり所得(約168万円)は全国平均の約63%。)

➡ 自立的で持続可能な発展に向けて、一層の充実した支援措置が必要

改正案の概要

1. 法期限の延長

●法期限の5年間延長【奄美法、小笠原法】

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成26年3月31日から平成31年3月31日まで5年間延長する。

2. 地域が自らの責任のもと主体的に施策を実行する仕組みの創設

●奄美群島振興交付金の創設【奄美法】

ソフト面を中心に、自らの責任で地域の裁量に基づく施策の展開を後押しする仕組みである交付金制度を創設する。

●市町村産業振興促進計画の創設【奄美法、小笠原法】

産業振興促進計画の認定を受けた市町村には、特例通訳案内士等の法制上の特例措置及び割増償却等の税制上の特例措置を認め、市町村の産業振興に係る自主的な取組を国が支援する。

3. 定住の促進に係る支援措置の充実等

●目的規定の改正等【奄美法、小笠原法】

法律の基本理念を創設、目的規定に「定住の促進を図る」旨等を追加する。

●定住環境の改善に向けた配慮規定の追加等【奄美法、小笠原法】

介護、医療、防災、自然環境保全、エネルギー対策、教育に係る事項を配慮規定に追加する等、定住環境の改善に向けた規定を措置する。

4. 国等の支援体制の強化

●国及び地方公共団体の責務規定の創設【奄美法、小笠原法】

振興開発に係る国及び地方公共団体の責務規定を創設する。

●主務大臣の追加【奄美法】

現行の国土交通、総務、財務、農林水産の4大臣に、厚生労働、文部科学、経済産業、環境の4大臣を主務大臣に追加する。

地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、定住環境の改善→定住の促進